

16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
26																				
27																				
28																				
29																				
30																				
31																				
計																				

- 備考 1 「課税対象とならない利用人員」のうち「非課税」の欄には、地方税法第75条の2及び第75条の3により非課税となる人員について、それぞれの区分ごとの人員を記載するとともに、当該利用者から提出された非課税利用申出書及び添付書類を提出してください。
- 2 「課税対象とならない利用人員」のうち「その他の利用」の欄には、グリーンキーパー等の利用、キャディーの訓練教育のための利用、所属プロ等の利用者の技術指導のための利用その他業務による利用をした人員を記載するとともに、利用者名簿を作成しておいてください。